

特許法施行規則等の一部を改正する省令

令和元年6月
特許庁制度審議室

1. 背景

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）によって措置した

（1）判定制度の改善

（2）意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入

の施行に必要な規定を整備するため、（1）について特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、（2）について意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）をそれぞれ改正する必要がある。

また、特許法施行規則については、運用との整理を要する規定や誤記等が存在するため、併せて軽微な改正を行う必要がある。

2. 改正内容

（1）判定制度の改善

平成30年の特許法改正により、営業秘密が記載された判定に係る書類については、閲覧制限の対象とすることが可能とされた。

判定に係る手続は審判に係る手続の規定を準用する形で規定しているところ（特許法施行規則40条）、上記の改正に対応するため、同条において、書類に営業秘密を含む場合の申出について規定している同省令50条の14を新たに準用した。

なお、意匠法（昭和34年法律第125号）及び商標法（昭和34年法律第127号）においても同様の改正がなされているが、判定に係る手続については特許法施行規則の規定が準用されているため、これらの法律の施行規則の改正は改正していない。

（改正後）

➤ 特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

(2) 意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入

平成 30 年の意匠法改正により、意匠に優先権書類の電子的交換制度が導入された。

意匠の優先権書類に係る手続は特許法施行規則の関連規定を準用する形で規定しているところ、優先権書類の電子的交換制度は既に特許において導入されているため、今般意匠に優先権書類の電子的交換制度を導入するに当たり、特許法施行規則 27 条の 3 の 3 第 2 項 3 号、3 項 1 号及び 3 号並びに 4 項並びに 27 条の 4 第 5 項を新たに準用した。

(改正後)

➤ 意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）

（特許法施行規則の準用）

第十九条（略）

2（略）

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第三号、第三項第一号及び第三号、第四項並びに第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の三の三第六項第二号ただし書中「同法第四十三条第七項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項」と読み替えるものとする。

4～9（略）

(3) その他

特許法施行規則について、運用に合わせる改正と誤記の修正等を行った。

① 運用に合わせる改正

(i) 審判書面の提供（50 条の 11）

審判官は審判に係る提出書面と同一のデータを電子メールによって提供するように求めることがあるが、現在は磁気ディスクによる提出のみが規定されているため（50 条の 11）、同条に電子メールによる提供を追加した。

(ii) 判定請求書（様式 57）

実務上「証拠方法」の欄を設けることが一般的であるため、同欄を追加した。

(iii) 証拠説明書（様式 65 の 2 及び 65 の 3）

特許庁 HP で公開している見本に合わせるための微修正を行った。

② 誤記修正等

下記のとおり誤記の修正等を行った。

旧	新	条項
代理	代理人	4 条の 2 第 4 項 1 号
「当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の <u>尋問</u>	当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の <u>尋問又は意見の陳述</u> ※ 鑑定人の陳述は尋問ではないため	57 条の 4
様式第 3 の備考 <u>11</u>	様式第 3 の備考 <u>13</u>	様式 8 備考 2
—	あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。	様式 14 備考 8（新設） ※ 現行の備考 8 は備考 9 とする
様式第 3 の備考 1 から 3 まで、6 から 11 まで、 <u>13</u> から 16 までと同様とする。	<u>その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、6 から 11 まで及び 13 から 16 まで並びに様式第 14 の備考 8</u> と同様とする。	様式 23 備考 2
審判番号	審判の <u>番号</u>	様式 63 備考 1
—	宛先として特許庁長官又は特許庁審判長を選択する様式において、宛先の記載方法を指示する備考（様式 3 備考 5 や様式 4 備考 1 等）を新たに引用する。	様式 5 備考 4、様式 6 備考 5、様式 7 備考 3、様式 8 備考 2、様式 10 備考 7、様式 12 備考 3、様式 17 備考 3、様式 65 の 4 の備考、様式 65 の 5 の備考、様式 65 の 8 備考 2、様式 66 備考 5